

建築物等緑化ガイドライン等の運用方法 ①

緑化計画制度（H18.10施行）

「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、建築行為等に伴い敷地内の緑化を義務付けており、敷地面積1,000㎡以上の場合は事前に緑化計画書を提出し、市長の認定を受けることを義務付けている制度。認定審査においては、緑化面積が基準を満たしていることの確認を主としている。

建築物等緑化ガイドライン（R4.4公表予定）

緑の量の確保だけでなく、質の高い緑化の実現を目指すための指針であり、緑化計画書の審査や協議の際に用いることで、緑化の質に関する指導や提案を行う。

建築物等緑化の質に関する評価基準（R4.4施行予定）

「建築物等緑化ガイドライン」の内容と連動した評価基準であり、緑化計画の質を点数によって可視化するもの。緑化協議を行う案件について基準や目安、参考等として用いる。

<敷地面積1,000㎡以上の建築行為等>

<通常案件>

（下記制度等により緑化協議を行わない案件）

義務

<緑化協議を行う案件>

総合設計制度

（評価基準を基準として用いる）

都市再生特別地区

（評価基準を目安として用いる）

大規模小売店舗立地法

（評価基準を参考として用いる）

グリーンビルディング整備促進制度

（評価基準を参考として用いる）

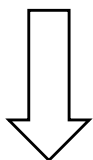
指針

基準・目安等

建築物等緑化ガイドライン等の運用方法 ②

<今回作成>

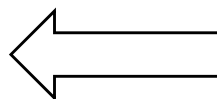
- **建築物等緑化ガイドライン**
- **建築物等緑化の質に関する評価基準**



「特に質の高い緑化計画」

「建築物等緑化ガイドライン」に則した緑化を計画し、「建築物等緑化の質に関する評価基準」で80点以上となるものを「特に質の高い緑化計画」と判断する。

インセンティブ



<今後検討>

グリーンインフラ推進助成事業

屋上緑化や壁面緑化、雨庭等の設置を対象とした助成事業として検討。
「特に質の高い緑化計画」については、インセンティブを設定することを検討。

建築物等緑化認定制度

「特に質の高い緑化計画」を認定する制度として検討。
認定ラベルの発行や広報、支援を検討。